

の上昇を最低限に押えることができ、国民に良質で比較的安価な製品を供給し得たものと喜んでゐるわけであり、これはひとえに諸先生方の格別な御配慮によるものと心から感謝を申し上げてゐる次第であります。

しかしながら、従来の構造改善は設備の自動化あるいは高速化を通じて労働生産性を高め、省力化を推進して国際競争力を強化することが主要な目的とされてゐた関係上、設備近代化を進めるとともに規模のメリットを追求する方針がとられまして、商品の開発とか技術の開発等需要の高級化、多様化に対応する面におきまして若干欠けた点があったわけであり、また、従来は機械の自動化、高速化によりまして供給過剰になることを防止するために、機械ビルドにあたりましては上のせ廃棄と申しまして一対一の旧機械を廃棄することのほかに一定比率の旧機械を上せして廃棄することが義務づけられておつたわけであり、これが小規模あるいは零細企業者の設備ビルドに大きな障害となつてゐたことは事実でございます。今回の改正法におきましては、知識集約化によりまして消費動向を的確に把握して、消費者が希望する多種多様な高付加価値の製品を開発していくとともに、生産、加工、販売各部門の有機的な結合をはかりまして流通の近代化をはかつていくという方針をとつております。このために知識集約化グループの結成を前提といたしまして助成することになつておりますが、上のせ廃棄の条件がなくなりましたので、小規模企業の方々にも利用しやすくなつたわけであり、また零細企業に對しましては、第九条におきまして特別の配慮をする旨の一条が設けられております。本年度は特別な融資や技術指導が行なわれることになつておりますので、零細企業の多い繊維業界といたしましてはまことにありがたいことと存じてゐるわけであり、

なお、改正法案は、第三条におきまして取引改善に関する事項を基本指針として通商産業大臣が示すことになつておりまして、また第八条におき

ましては「基本指針に定める事項について指導及び助言を行なう」ことになつておりますが、われわれ繊維業者は、紡績会社、化繊会社、商社等の大企業の中間にありまして、常に上下から押しつけられてサンドイッチの形になつてゐるわけであり、そして長い間きわめて不合理な取引条件をしいられてゐるわけであり、今後この法律の規定によりまして適切な指導、助言を得まして合理的な取引関係が確立されることができ得ますならば、われわれの経営の安定に大きな効果が得られるものと期待してゐる次第であります。

以上のような事情で、われわれ繊維業者は、本法の成立に大きな期待をかけておりますので、どうぞ一日も早く本法を成立させてください。ようにお願ひする次第であります。

次に、私も業界の最近の状況を御説明いたします。緊要対策につきましましてお願いを申し上げます。かように考えます。

御高承のこととは存じますが、当業界は現在未曾有の不況に直面してあります。すでに操業停止の状態にある工場も出てきております。今回の不況は、昨年来の膨大な綿布の輸入による異常需給のかかへた状態にありまして、総需要抑制政策が進められたために生じたものでありまして、相場が大幅に下がりましたにもかかわらず、需要が出てまいりません。発注が全く途絶してしまつたわけであり、われわれの仕事の性質上、注文は納期の二、三ヶ月前にいただかないと製織準備等の段取りができないわけであり、現在四月六月の受注状況は大体五〇〇程度しかない状況であります。このような状況で繊維業者の採算も極度に悪化したしまして、織り工賃は昨年秋ごろに比べて半分の状態に落ち込んでおります。一般の場合は三分の一くらいにまで低下して、織物を織ることに赤字が増大していきつて、現状でございます。このような状況で各産地では大幅な操業短縮を余儀なくされておられ、われわれ繊維業者の資金繰りは破綻寸前にあります。何とか至急に抜本的な特別融資の措置を

講じていただくとともに、既往の融資につきましても償還猶予の措置をお認めいただきたい、かように考えるわけであり、どうかよろしく願ひいたします。

次に、現在の繊維業界不況の最大と申しますか要因でございます。無秩序な綿布の輸入についてであります。

昨年の綿布輸入数量は約七億平方メートルに達してあります。一昨年に比べて二倍半にもなりました。この数量は、わが国の綿布の総生産高の約三〇〇％でございます。対米輸出規制問題が生じたときのアメリカの輸入量は、アメリカの総生産高の五、六％であつたと聞いておりますが、これと比較してみても、昨年のわが国の輸入はたいへんな数量であつたということが御理解いただけるのではないかと考えます。われわれは無秩序な輸入がわれわれ繊維業界に及ぼす影響の重大性にかんがみまして、昨年来輸入業界に對し秩序ある輸入の実施を呼びかけ、協力を要請してまいりました。われわれは、加工貿易国でありますわが国の実情から見まして、輸入禁止とか、あるいは輸入制限というようなことはたいへんむずかしいことであるということもよく承知しておりますが、せめて秩序ある輸入を行なつて国内市況の混乱を来さないような措置をとつていただきたい、かように考えるわけであり、

以上、私の意見並びに御要望を申し上げた次第であります。最後に、本日このような機会を与えてくださいましたことに對しまして重ねてお礼を申し上げます。ありがとうございます。（拍手）

○演野委員長 次に、日本衣料縫製品協会副会長青田参考人をお願いいたします。

○青田参考人 日本衣料縫製品協会の副会長をいたしております青田でございます。

本日、この委員会の席に出させていただきます。衣料縫製品業界の立場から意見を申し上げます。ことがございます。たいへんうれしく喜んでおる次第でございます。

今回の審議されております特設法の改正案でございますが、これにつきましては日本衣料縫製品業界全体からいたしますと感動をいたしました。ぜひ一日も早くこの法律の仕上げをいただきたい、上げていただきたいということでございます。特に、紡績あるいは織布のように、在来の特設法では対象の外にありましてわれわれの衣料縫製品業界に對して、初めて政府施策の助成措置が受けられることになつたというふうなこともございまして、業界の持ちますこれに対する期待はたいへんに大きいわけでございます。さらにまた、数次のわたりまして繊維に關しましてとられた幾つかの救済措置、融資とか、あるいはその他買い上げ等の救済措置につきましても、衣料縫製品業界の大部分を占めます国内衣料の生産に携わつてきた業者につきましては、大体においてそのうち外、対象外に置かれてまいりました。このような関係もございまして、初めて政府の施策に基づいての助成あるいは指導措置にあずかる最初の最後の機会ではなからうかということでございます。これに何とか力を得て、長い目で見た自力更生、いわゆる自助努力をやりまして、そうして長期にわたつた繊維産業のビジョンの中で新しく生き残るための体質改善、こういったものに取り組みたいという意欲を持つておる次第でございます。

もちろん、法律がきつても、その助成を受けるためには幾つかの要件を備えなければなりません。また、それに伴うところの企業自体の自助努力がぜひ必要だということもよく認識いたしておるわけでございます。われわれ業界団体といたしまして、そういった問題につきましては、数次にわたつて、これから先もPRをして、そしてうまくいくように努力したい、こういうふうに考えておる次第でございます。

ただ、これから先、細部の点につきましては省令によつて定められると思ひますが、何ぶんにも衣料縫製品関係につきましては構造改善は初めてでございます。経験を待ておらないわけござい

ます。また同時に、業界の事情からいたしまして、取引の形態あるいは業態、スケールというふうなもの非常に種々雑多でございます。また、零細性が非常に大きく九・七％まで従業員十人以下の零細な企業というふうなこともござります。企業の数もたいへんに多い。全国的に見まして、事業所数だけで、アウトサイダーも含めまして三万をこえるというふうな数字になっております。そういう関係もございまして、いろいろとむづかしい問題も起こってくるかと思ひますが、ぜひともひとつ法律の範囲におきまして弾力的な運用をしていただかしまして、そして業界の生き残る意欲のあるものだけは何とかそれに乗つかれるような方向に御指導を賜りたいと考える次第でございます。

それから、この特織法の改正、新しい構造改善によりまして、長期的に繊維産業の新しい意味の位置づけ、あるいは体質改善によりまして、そうして結果的には国際競争力をつけていくということも当然でございます。これを非常に念願しておる次第でございますが、それに至りますまでの間の当面しております現在の問題につきまして、ぜひ補完的に御考慮をお願いしたいという問題でございます。

先ほど寺田参考人からも申しましたように、われわれの衣料縫製業界におきましてもちろ外ではございません。昨年、一昨年来からの異常な輸入ラッシュ、それに基づきますところのたいへんな国内での衣料製品の滞貨、こういったものの被害を身に直接受けて矢面に立たされておる衣料縫製品業界といたしましては、何とかこの辺で何らかの手を打っていただかなければならない時期に來たのではなからうか、もちろん日本の置かれておる国際的な経済的な立場から見ていって、そう輸入規制とかいったことはむづかしからうというところもよく認識はいたしております。ただし、現在のような無秩序な輸入が今後行なわれるといたしますと、しかも輸入をせよとした衣料品は、輸入価格の七掛けとか六掛けとかいうふうな価格でダンピングをしておる、換金をしておるといふのが現状でございます。しかも、これまでたいへんな形で開発途上国に発注をしてきた人たちが、このところへ来て、こんなやけどをしたのではどうにもならないということで発注を見合わせておる、こういうふうなことが起こりますと、はたしてこれがほんとうの意味の国際協業になるのだろうかというところが考えられます。

海外の生産業者の側に立ちましても、はたして日本の注文というものをまともに受け入れていていいのだろうかというふうな気持ちもあらうかと思ひます。また同時に、そういった輸入価格の何割かを値引きをして流通段階に流さなければならぬというふうなことは、これ自体非常なドルの浪費だと考えます。また、それによりまして国内のわれわれ零細な生産業者を非常に混乱に陥れられるというふうなこともまたここに困ったことだと考えるわけでございます。

また同時に、国民生活から見ましても、一時的にそういった大量の滞貨をはかすためにダンピングをする、いわゆる投げ売りをするということでは消費者価格が幾らか下がることがあつても、これはほんとうの意味の安定した国民衣料の廉価な供給にはつながらないと私は考えます。

こういう意味で、ぜひひとつこの辺で、日本の立場上許される範囲において何らかの措置をとるべき時期に來ておるようには考えるわけでございまして、その点、特に御配慮をお願いいたします。それから、先ほど寺田参考人からも申しましたように、現在の非常な総需要抑制に基づきますところのいろいろな金融引き締め等によります資金問題についてもこれまで同様でございます。こういうふうな点につきましても、ぜひひとつわれわれ中小企業に対する資金援助ということにつきまして特別の御配慮をいただく、そういうことにはいたしまして、この法案が成立しましたあとの長期的な体質改善に持ち込むまでのつなぎをぜひお願いを申し上げたい、こういうふうに考えるわけでございます。

いろいろとありがとうございました。(拍手)
○濱野委員長 次に、全国繊維産業労働組合同盟副書記長井上参考人をお願いいたします。
○井上参考人 全職同盟の井上でございます。本日の委員会に参考人として意見を述べべる機会を得ましたことを光榮に存じます。

この法案について意見を申し上げる前に、私は、現在吹き荒れております繊維不況について一言触れてみたいと思ひます。
なぜならば、常に市況左右されるのが繊維産業の体質と今次の構造改善の具体化とは決して無関係とはいえないからであります。私どもの組織である全職同盟は組合員数五十六万名、組合数にして約千七百、事業場数で約四千を数えております。そして傘下には化合織、綿紡、羊毛、麻、生糸などの原料素材部門並びに紡績段階から織布、染色、整理、縫製、メリヤスなどの二次加工及び最終仕上げ工程までの労働者と、さらに繊維流通を含む労働者が多数おります。その中でも今次の繊維不況の影響を強く受けている中小零細企業の労働者を多数擁しているわけであります。

御存じのように、今日の不況を招いた原因は、昨年の好況時に際して需給関係を無視した過剰生産と輸入の急増にあることは言うまでもありません。さらに、インフレ抑制のためにとられた金融引き締め政策によりまして仮需要が低下し、また今日の狂乱物価から生活を守ろうとする消費者の買い控え傾向から実需要が減退したことによるものであります。また基本的には、宿命的な繊維業界の過当競争と政府の金融政策の結果でありまして、特に過剰流動性の問題が引き金となつて豊富な資金力を活用し、過当輸入を行なつた総合商社の無秩序な行動にあることはこれまた言うまでもないと思ひます。このため繊維の各業種は軒並み操業短縮に追い込まれておりまして、特に中小零細企業は受注の減少と加工賃の低下、さらに金融引き締めによる経営内容の悪化、さらには満足な資金も払えないような企業も山積しております。深刻な雇用不安を生じているのが

現状でございます。
そこで私どもは、政府当局に対し、いままでも再三にわたつて雇用安定策並びに中小零細企業に対する特別金融措置などを要請してまいりましたが、特にこの機会に再度次の点を要請いたしたいと思ひます。

第一は、労働者に雇用不安を与えないような万全の措置を講ずることでありまして。
第二は、中小零細企業が操業短縮を余儀なくされるような場合の資金的なてこ入れ、在庫投資の充実、緊急融資ワクの拡大であります。
第三は、これらの企業に対し政府関係金融機関からの借り入れ金の返済繰り延べを行なうことでもあります。

それから第四には取引条件、特に大企業と中小企業間の取引条件の悪化防止と改善のために行政指導を行なうことなどでありまして。
以上は当面の緊急対策として私どもが考えている点でありますけれども、これによつては繊維産業が必ずしも安定的な発展が望み得ませんし、よれば本来的な問題の解決に当たつたためには今次のこの法案の意味するところがきわめて重大でありますし、私どももいたしまして、このような繊維の苦境の繰り返しをさげないようなこの法律の早期成立を期待しているものであります。

もちろん今次の法改正は昨年十一月の繊維工業審議会及び産業構造審議会の答申によるものであります。この答申の出るまでの検討過程におきまして全職同盟からも宇佐美会長が参加し、それぞれ意見を述べてまいりました。そして私どもはこの趣旨に従ひまして、今後日本の繊維産業が知識集約化の方向に進むことについてはもちろん異論がありませんが、しかしこの問題は法の具体的な運用について、いかにすべきかという点について、特にこの点を参考として申し上げ、ぜひ今後の法の運用にあつてしんしゃくしていただきたいと存する次第でございます。

し、いわゆるこれに藉口する意味合いで労働者へ犠牲を及ぼすというようなことは絶対に排除していただきたいということであります。また、構造改善を推進する過程で当該企業の中から転廃業者が出るような場合におきましては、労働者に雇用不安を与えないよう、さらにその救済策につきましてもきめこまかい対策を配慮していただきたいということでもあります。もちろん繊維産業の実施する根拠にあるものは、ひとり繊維産業の体質改善やいわゆる構造改善だけではないのでありまして、基本的には繊維労働者の生活が守られるということが絶対的な条件であることを強く強調したいと思ふ次第であります。

第二は、いわゆる付加価値の高い商品の生産あるいは知識集約化といひましても、はたしていまの中小零細企業の現状からこれを具体的にどう実行できるのかということにつきましても幾多の危惧がございます。特に人材の育成、技術の開発、情報収集とその迅速な処理、といひましても、もちろんそのための実効性のある対策を立てることが肝要でございます。したがって、従来からいわれておりますように、単にスケールメリットを追求するとか、あるいは一般的な合理化問題では問題の解決にならないわけでありまして、こういうような点から、たとえばこの情報の問題につきましても産地と主要都市の情報ネットワークのシステム化をはかるとか、あるいは消費者の動向を具体的に把握し、できればアフターケアもできるような体制を整えるなど、特にきめこまかい対策を考へる必要があるかと思ひます。

第三に、取引条件の改善についてであります。従前から繊維品の取引の実例といひましても、見込み受注生産が多いところから返品率が高く、また季節的にはダンピング、いわゆるバーゲンセールというものが繰り返されてきていることは先刻御案内のとおりでございます。もちろん私も、良質にして廉価な品物が消費者に渡ることは生産労働者といひましてもより喜びでございます。すけれども、しかし汗の結晶である製品がまた

で投げ売りされているというようないふ事実を見るにつけ、非常な憤りすら覚えるわけであります。特に中小零細企業は大企業や大商社の圧力によりまして現在取引条件がきわめて不利な立場に追いやりられていふ事実を直視し、このようなことを改善するためにいろいろ配慮されることを切に願ひする次第でございます。

第四は、繊維商品取引所のあり方についてであります。現在の取引所のあり方につきましては、いままで各方面から問題点が指摘され、論議を呼んでまいりましたし、このほど定期市場問題小委員会の答申が出され、一応改革の方向が明らかにされました。しかしながら、今日の取引所のあり方を見ますと、それが物価対策の面、企業経営の面、さらに労働者の労働の価値とその意識の面からいひましても、多くの弊害を招いていふことは否定できません。諸外国の例を見ましても、天然繊維原料は定期市場に上場されておりますが、繊維品そのものが上場されている例はきわめて少ないわけであります。ところが、わが国の場合は繊維製品が中心でありまして、これはわが国繊維産業の構造自体の問題であり、市況産業としての位置づけをしてきた政策上の欠陥にもあるわけでございますので、今後とも取引所のあり方につきましても、抜本的な検討をあわせてお願いしたいと思ひます。

第五は、繊維工業の構造改善にあたりましては、それは単に従来のように繊維工業だけの問題として限定するのではなくて、流通機構、流通構造の問題にまでメスを入れなければ、それは結局はしり抜けになってしまうのじやなからうかといふことを危惧しております。いままで私もいろいろな体験から、たびたび繊維の構造改善が行なわれてまいりました。そして十分とはいへないまでも生産段階における合理化は進みましたが、最終製品として消費者の手に渡る流通経路というものもいろいろな対策がとられておりますけれども、必ずしも万全ではありません。結局われわれが生産段階において労使が協力して生産性向上のた

めに努力してきているわけでありすけれども、その結果は十分報われておりませんし、結果として消費者も満足をしていないのが現状であります。こういうような意味合いにおきまして、取引所の問題、そして流通構造の問題をセットにいたしまして、ぜひこの構造改善にあわせて引き続き検討を進められることを強くお願いしたいと思ひます。

最後に、今後の企業の海外進出のあり方についてでございます。御存じのように、わが国の繊維産業は急速にここ二、三年に進んでまいっております。しかしながら、利潤追求だけをモットーとする無秩序な海外進出は、いわゆる進出先国のナショナルイズムから総スカンを受けていることも事実であります。私も企業は海外進出に對して、それが単に安い労働力を求めて進出するといふことでなくて、これに對しても厳重に規制する対策を講ずる必要があるかと思ひます。また進出先国の経済発展、そして福祉の増進を優先するような、そういう経営姿勢こそが大事だといふふうに考えます。

またこの反面、現在進出企業が拡大している中から安い品物が国内に逆に入ってきておること、先ほどの参考人の説明にございました。そしてこのことが国内における中小企業を圧迫していることもこれは事実でございます。もちろん私も労働組合の立場から国際分業の原則というものは踏襲いたしますけれども、国際公正労働基準の確立ということがその大前提であるといふことを特に強調していかなければいかぬと思ふ次第でございます。

終わりに、この法案の提出にあたりまして、いろいろ諸先生方の御努力に感謝するとともに、今後とも繊維労働者がほんとうに安心して働けるようになりつづける法の運営をはかれることを心から祈念いたしまして、私の参考人としての意見を終わる次第でございます。ありがとうございます。(拍手)

○演野委員長 次に、日本繊維産業労働組合連合

会委員長小口参考人にお願ひいたします。
○小口参考人 御紹介いただきました総評・繊維労働の委員長の小口でございます。

中小加工企業に働いていふ労働者の立場を代表して、この法律に對する意見を述べたいと思ひます。要旨はお手元の印刷物にありますので、読みながら意見を述べたいと思ひます。

現在の法律が一九六七年に制定され、今回特定繊維工業が繊維工業構造改善臨時措置法という名前に変わろうとしていますが、やはり法律にはそれぞれ歴史がありまして、今後の運営についてこの歴史的な変化をどのようにとらえるかという点が運用の上で非常に重要な点ではないかと思ひます。この前の段階では、国際競争力の強化というものを基本政策として制定して、省力化、高速化を中心とした機械設備の投資が中心でございました。ところが、その後この法律ができました以降に事態は根本的に変わりました。ニクソン・ショック、為替レートの変更、変動相場制への移行あるいは日本繊維貿易の覚書協定の調印、これらの条件が日本の繊維産業を取り巻く国際的、国内的條件を歴史的に大きく転換しました。当時、政策目標に全然欠けておりました。とりわけ七二年に外貨準備高が百九十億ドルに達したのを機会に、東レ、帝人、東洋紡、鐘紡等の海外への資本輸出が一そう拡大しました。また極東三国を中心に繊維製品輸入の急増が目立ちました。国内の盛んな消費需要にさえられて二次加工製品のニッター化、既製服化が進みました。これらの問題は、あけて当時の構造改善措置法が常に状況に立ちあけておいた問題でございます。加えて、先ほど業界の方々からはたいへんに有効であったという御意見がありましたけれども、私どもの立場から見ますと必ずしもそう礼讃ができない幾つかの問題をかかえております。

第一は、最初に過剰設備の廃棄と省力化を軸として構造改善政策が進められたが、ちょうど法律の議論がされておる段階では構造的な不況がかなり進みましたが、おりから一九六七年以降に

高度成長が進んだために国内消費の需要が拡大したと、輸出が増加したために、過剰設備の廃棄は遅々として進まず、かえって合織紡機、編み立て機、レース編み機、仮撚り機等の設備投資が進行しました。そして結果的にスクラップ・アンド・ビルドではなくて、ビルド・アンド・ビルド政策に変わったのが実態でございます。

加えて、国際通貨の変動によって有利な交易条件を得た極東三國、パキスタン等の繊維製品は、日本市場にだれ込んできまして、総合商社もこれを利用しました。こうした過剰投資と急激な繊維製品の輸入が今日の過剰生産の原因となっているのは御承知のとおりであります。このことについて政府は有効な措置をとったかといえますと、私たちは公正に見てもどうもそうとは思っておりません。

また二番目として、日米繊維協定の調印、為替レートの変更が日本の繊維輸出環境をすっかり変えました。変えたことが、従来続いておりましたビルド・アンド・ビルド政策に一定の冷や水を浴びせる作用をしまして、それがまた今日緊急対策等のいろいろな問題をかかえておるわけですが、これも、国の政策として行ないました国際競争力の強化を目ざしたスケールメリット政策というものは、その後、国際的な原糸価格の値上がりで帳消しになって、これによって消費者が製品を非常に安く買えたというようないふことはあまりないと思えます。

綿糸、綿製品の輸入が増大となっておりますし、スクラップ政策はやみ織機の増大となりました。中には廃棄された設備が開発途上国に売られたのです。そして国内の織物産地は、確かに織機が機械織機に変わったことは事実です。しかし同時に、中小零細企業の織物業者の手元には一台当たり三十万から四十万の借金が残り、景気変動のたびにこの商工委員会は織機問題で救済融資を議論しなければならぬということが慢性化する状態にまでなっております。したがって、前法律が織機産業の体質を非常に強化し、将来に向かっ

て国際競争力の上で一定の歴史的な条件を果たしたというには少し実態が違ふのではないかとというのが率直な私たちの批判でございます。

それでは、そういう現在の情勢に立つて提案されていきます新構造改善政策に対して、私たちは以下述べますような疑義を率直にいつて持っております。

私たちは前法律、現在の特定繊維工業の法律が出されましたときに、次の二点を強調したわけですが、

第一は、政府の言うようにスケールメリット政策、省力化政策ではなくて、日本の繊維産業を取り巻く国際的条件から考えて、原糸コストの切り下げよりむしろ付加価値生産性の向上と高級二次製品の輸出を基本方針とすべきではないか。それからそのためには染色整理業、織物業、縫製業、メリヤス業に対して資本設備と技術を飛躍的に高める近代化投資に体制金融措置を講ずべきである。そして自動織機の導入にあたっては織機と編み機の設備比率を十分に検討すべきである。また、繊維製品流通機構の合理化を進めて流通コストの切り下げ措置を指導してほしいということ要望しました。これに対して政府が、その後特定紡績業と特定織物業のほかメリヤス製造業、特定染色業に適用を拡大したことはたいへんよいことだったと思えます。しかし、今回そのような情勢の変化に対応して、さらに縫製業、燃糸加工、サイジング、流通部門に適用を拡大して、特に中小零細企業の構造改善に施策の力点を置くことになりましたことはおそきに失した感があります。したがって、一歩前進と評価したいと思えます。

しかし、この構造改善政策の基本的な考え方は、昨年十月二十五日繊維工業審議会、産業構造審議会体制部会による答申にあらわれておりますが、この答申の基本的な考え方が二つありまして、国際分業の確立、知識集約産業化、こういう点がございまして、これについても、実は私たちは、そのことばはいろいろありますけれども、今回の法律に関してその実施過程における具体的な

政策に非常に欠けておるという感じを率直に持つております。

一つは、この法律の制定後、施策のいかんによつて次の点を危惧するのでございます。

第一は、今日、国内市場において原料及び繊維製品の無秩序な輸入が繊維市況の混乱と滞貨の原因になっていながら、輸入秩序確立についての政策が明示されていないことでございます。

第二は、知識集約型産業への転換ということばが各所で述べられていますが、それは具体的にどういふことなのか、生産、流通過程で何をどのようにやろうとしているのかということがきわめてあいまいな点がございまして。私どもは現状の原糸大手メーカーあるいは総合商社と繊維加工業、アパレル産業の中小零細企業の力関係では、異業種間の協業とか新製品の開発が、かえって原糸メーカー、商社の側の系列支配論を強め、付加価値の所得配分に中小零細企業があずからないのではないかと。また、国と地方自治体による構造改善資金の融資保証は、本来ならば原糸メーカー、総合商社がみずから貸付加工系列企業の育成のため当然払うべき資本負担の肩がわりになっておるのではないかとこの危惧を持します。

以下、この法律の運営について、次の四点について私どもは御配慮を願いたいと思っております。

繊維産業は、化学繊維製造業、繊維加工業、服飾産業に従事する労働者と事業主は、それぞれの分野において国民の衣食住の要求に応ずるための生産活動に従事してまいります。また、その誇りを私たちがもっているわけです。繊維原料資源と衣服の嗜好にはそれぞれの民族性があります。このことはその国の産業構造政策として繊維産業をどう考えるかという基本だと思っております。そのために政府は、繊維原料の安定供給と消費者需要にこたえる繊維産業の振興強化をはかる義務があると思っております。

また、先ほども述べましたように、慢性的な体制金融なり緊急融資が行なわれるというような状況下にあつて、私たちは本来、資本主義経済体制下にあつては、企業経営の責任は各事業主にある、国は誘導すべき基本政策を示すことが基本ではないか。そういう意味で全体的にこの体制金融問題が少し無秩序といえますか無節操といえますか、いづれにしてもこれは国民の税金でございまして、そういうものが慢性化しているという点について、率直にいつて労働者としては少し不安になります。

具体的にどういふことを実施してほしいかという点について四点にわたつて申し述べたいと思っております。

まず第一は、加工賃の適正化と取引契約の近代化でございます。私どもは貸金交渉その他で下請加工業者に会いますと、小口さん、製品の値段をきめるのはメーカーとデパート、スーパーだけだ、私たちにとっては織り工賃、染色仕上げ加工賃、編み工賃がただ配分されるだけで、われわれにとつて加工原価などというものは最初から問題にされないというのをよく言っております。現に流通部門での返品、止め柄制度とか派遣店員とか機械のあつせんに対する商社の歩引き問題というふうな非常に不当な商習慣がこの業界ではまかり通つておるわけです。こういう状況の中で、政策が掲げるように、繊維加工業とアパレル産業の下請企業が商品開発やファッション性商品にかりに生産し、付加価値を高めていながらも、原糸供給と商品の展示販売部門だけが独占利潤をあげているという、こういう現状を改めない限り、知識集約化グループ育成対策は結果的に絵にかいたもちになるのではないかと。そういう意味で、私どもは下請企業が人並みの賃金、労働時間を基礎とする加工賃原価が保証されて、みずからの経営活動を通じて消費者需要の変化に対応できるように加工賃決定の適正化措置、取引契約の近代化を求めたいと思っております。その点で取引改善委員会においては加工費の調査とその公開、不当な加工賃、取引についての調査機能を強化することを要求したいと思っております。

二番目は、最低賃金法、家内労働法の強化改善により公正競争の社会的、経済的基盤を整備することです。上のほうが加工賃を買い上げたければ、また繊維加工業、アパレル産業の事業主は、そのしお寄せを外注分として再下請、再々下請あるいは家内工業に対してこれを生産の組織化によって収奪し、そのことによってカバリーしておるのが実態でございいます。こういうような方法では商品規格とか品質の統一化はもとより、織物、染色、縫製技術の向上とか新商品の開拓などは期待できないのが実態ではないかと思うのです。そういう意味で、私たちは当面一時間一ドルの法定最低賃金法の制定あるいは法定最低賃金法の制定、週休二日週四十時間の普及と労働基準法の完全実施が通産行政としても指導方針の基礎となることを求めたいと思います。

次に、国民の衣料需要に対し、繊維原料並びに繊維製品の秩序ある輸入規制措置の基準を設定することを求めたいと思います。

国際分業政策というものが、安い商品はどこからでも買う方式をとれば、日本の繊維産業はやがて日本の農業の二の舞いにならないとは言えないと思います。私たちは開発途上国の経済自立のために繊維軽工業を育成するとか、あるいは鉄鋼、自動車、化学肥料、農業機械等の輸出を伸ばすための見返り輸入、さらには日本の海外進出企業製品の引き取り契約などの必要から安易に国際分業の確立を急ぐことは、結果的に角をためて牛を殺すことになることをおそれます。私たちはガット体制を守りながらセーフガードの基準を設定することが繊維産業全般の構造政策を進める上で前提条件であり、本法律にいうところの基本方針の中心課題だと思っております。

最後に、業種、産業転換の実施は産地全体を対象にして、国、地方自治体の協力指導のもとで計画的かつ長期対策として行なうことをあげたいと思います。

産地は地域社会の経済共同体的な生産組織をなしています。しかし、労働力の不足、開発途上国

の追い上げ、賃金水準の上昇等によって経済活動がこれに対応できなくなる産地も将来的に予想されます。このとき、メーカー、総合商社の系列化政策の貫徹により産地内個別企業にねらい打ちをつけていく政策が貫徹していけば、やがて産地は経済共同体機能が分解して、地域経済は衰退していくと思えます。したがって、生産商品の代替性とか国際競争力、国内需要などから見て長期に転換を必要とすると思われる産地については、国と地方自治体の責任において行政指導し、業種の選択、技術再訓練、設備転換資金の融資保証、休業または待期間中の労働者、零細事業主の所得保障措置などについて計画的かつ長期対策として進行的ことを求めたいと思います。

また、責任を持つ産業別労働組合との間に地方自治体、産地工業協同組合は事前協議協定を結ぶことを求めたいと思います。

長くなりましたが、以上で私の意見を終わります。(拍手)

○濱野委員長 次に、日本メリヤス工業組合連合会理事長外海参考人をお願いいたします。

○外海参考人 私は、日本メリヤス工業組合連合会理事長の外海でございます。

先生方には平素からメリヤスの製造業の振興につきましまして格別の御高配をいただいております。この席をかりまして厚くお礼申し上げます。

なお、本日はただいま審議が進んでおります特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案について意見を述べさせていただきます機会を与えていただきましたことについて厚く御礼を申し上げます。

私もメリヤスの製造業界は、昭和四十四年から、現在すでに施行されております構造改善事業を実施してまいりました。この期間中約六十四の新規グループを結成して発足いたしました。この数につきましては、必ずしも当初私も計画いたしました目標には達しておりませんが、これらのグループのその後の推移あるいは業況等は、

メリヤス業界の全般に対して設備の近代化あるいは集約化あるいは技術の高度化、そういうことについて多くの示唆を与えております。その波及的な効果はたいへん大きかったと思えます。この六十四のグループ以外にも、直接法の対象とならなかった企業も含めると、業界としては約半数ぐらゐの人がこの企画に参加しておることになっておることから見ても、十分御理解いただけたと思えます。しかし、そういうことで進んではまいりましたけれども、御高承のごとく、私もメリヤスの業界を取り巻く内外の環境の変化はまことにきびしいものがございます。消費者の嗜好も非常に多種多様化してまいりました。俗にいうファッションナブルになつてまいりました。この消費者の要求にこたえる生産供給体制の強化は、われわれの業界にとりましてはまことに急務であるうかと存する次第でございます。

現在までのメリヤスの製造業は、どちらかと申しますと、物の生産に力点が置かれておったように思います。一方、消費者の要求は、国内需要、輸出ともに年々高度化し、かつファッション化してまいっておりますだけに、いまのままでわれわれのメリヤスの製造の業界がおりますと、ますます取り残されていくことにならうかと考えられます。

今回のこの法案の改正の要点にも明らかにされておりますように、新商品の開発、新しい技術の開発、それから設備の近代化及び経営規模の適正化の促進等々、要約いたしますと知識集約化をはかるということにならうかと存じます。このことは、われわれの業界のいままで非常に弱点でございました情報収集の集約でありました。あるいは開発でありますとか、あるいは流通の合理化でありますとか、あるいはいろいろな問題とわれわれの生産力を有機的に結合していく、そして安定した供給体制を確立される大きな助けにならうかと存する次第でございます。

また、本法案は、零細、小企業者に対しても特段の配慮をされていること等もあわせて考えてみ

ますと、今後のわれわれメリヤスの製造業界にとつてはまことに時宜を得た法案であらうかと考える次第でございます。そういうことでございまして、業界はあけて一日も早くこの法案の成立を期待し、かつ希望しておる次第でございます。どうぞひとつ先生方皆さんの特段の御配慮をお願いいたします。

この機会に、特にわれわれの業界の当面しております二、三の問題について御理解と御援助をいただきますという次第でございます。

先ほど来る皆さんの述べておられますように、昨年当初来、われわれの業界も、原料あるいは副資材等は目に見えて高騰いたしております。また、製品の形で輸入されましたものの激増ぶり、その上に国の要求いたします総需要の抑制、これに伴う需要の減退、ひいては金融の極度の引き締め等があり、いろいろの物価は非常に高騰いたしておりますが、われわれの繊維製品、メリヤスの製品等々は非常に下落をいたしております。輸入まことに惨たんたるありさまでございます。輸入の点をとりましても、その前の年と比べますと約三倍強、金額にして約千億円程度は金額に達しております。ほとんどが私どものつくつております製品とほぼ同じ形のものが入つてきております。この点なども、われわれといたしましては、こういうふうなあまりにも秩序のない輸入のしかたについて、その影響をまことにもろにかぶる業界でございます。関係業界の方々にもかねてから、もう少し秩序のある輸入をしていただきたとお願いをいたしておりますが、なかなか実効があつておりません。われわれも決して輸入ストップとか、そういうことは考えておりません。秩序のある輸入というところをお願いいたしておりますのでございます。その辺についてもひとつ先生方特段の御配慮をいただきたいと思つております。

国内の一般の市況の低迷は、われわれのメリヤス業界も別にらち外ではございません。全般的に操業率というところになりますと、三〇%あるいは四〇%ぐらゐの操業短縮をせざるを得ないよう

な状態に追い込まれております。採算性につきましても、加工費ベースで考えますと、昨年の一月と比べて約半値ぐらいい下がっているものも多々見受けられるような現状でございます。需要はそういうことで下落の一路をたどり、かつ、加工費に属する、われわれのいわゆるめしの種でございますが、これも非常に圧迫を受けておるといふようなことで、もともと非常に体質的に弱いわれわれの中小企業のグループでございます。そういうことで非常に大きな影響を受けておるといふのが現状でございます。一部新聞等にも伝えられておりますように、四一六の緊急融資等につきましてもかなり御配慮をお願いいたしておるようでございますが、これとても、やはり注射は生きている間にひとつ打っていただかないと、死んでしまつてからでは注射も高価なだけで役に立たないというふうな、非常に苦しい立場のところまで追い込まれて、まことに進退これきわまりつつあるというふうな現状でございます。そういうことで、ただお願いばかりで申しわけないのですが、業界もそれなりの努力はいたすつもりでございます。どうぞひとつこの辺の御配慮もいただき、かつ、新しい法案の成立に対して一段の御配慮をお願いしたいと思ひます。本日は、どうもありがとうございました。(拍手)

○濱野委員長 以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○濱野委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がございまして、順次これを許します。田中六助君。

○田中(六)委員 ただいま参考人の方々からいろいろ御説明を聞きましたが、まさしく現在、私は皆さまの御意見をちよつとメモしたわけでございますが、非常な繊維産業の危機だということ、私どもも正直いって頭を痛めているわけでございます。特に大正九年以来の大不況だといふふうな

いわれておりますし、丹後の産地でも非常な大問題になっておりまして、丹後織物工業組合が四月二十八日から向こう一カ月間休業したというふうなことも非常に私もショックを受けているわけでございます。休業しなくても、それに似たようなことがあちこちで起こっているんじゃないかと思ひますが、ただ私は、こういう原因が政府の金融引き締めとか、その他いろんな発展途上国の輸入過剰とか、あるいは皆さんの過当競争だといふようなことが理由だとするならば、それはもう過去の理由と少しも変わらないことではないかと、過去のバターンとは多少どころか大きく違ふ、つまり、あなたたちの関連しておる企業を持つ体質の中に反省の材料こそあれ、他をいろいろ責めたてていくということじゃないんじゃないか、そうしないといふこの繊維の問題は解決しないというふうな気がするわけでございます。したがつて、緊急融資を求め、あるいは発展途上国の秩序ある輸入を求めるといふようなこと、相手を責める、あるいはカンフル注射的なことをやることは、一時のしのぎにはなつても根本的な改革にはならない。この法案の趣旨もほんとうにそこにあるわけで、知識集約型という言葉に集約されておるわけで、そういう知識集約型の産業に切りかえるという意味、内容を皆さんがここでこそ反省していかなければいかぬといふふうに思ふのです。

私は、日米繊維交渉に二度ほど政府あるいは党の代表で参りましたが、そのときは日本は全く違う。そのときはアメリカが輸入をストップするからこちらがたいへんだといふことで不況になつていたわけですが、今度は全く違ふ。逆に発展途上国からの輸入をストップしよう。皆さんは非常に私に言わせればごまかしたようなことばで、秩序ある輸入といふふうな言つておられます。私も実はアメリカに行つて、輸入をストップするんじゃないんだ、日本は貿易立国だから自由貿易を標榜しておるたてまえ上、輸入をストップするん

じゃありません、秩序ある輸入こそほしいといふふうに言つたんですけれども、それはことばの表現であつて、輸入をストップせぬでも、できるだけ規制するのはやめてほしいといふことなんだ。これは自由貿易こそ日本の使命であるのを発展途上国に対して今度は逆にそういうことを私どもが要求していることになりかねないのですが、私は何度も言ひますように、ここで皆さんが根性を入れかねなければ繊維産業はもう——こういう発展途上国が今度は追い上げてくるのですから、しかもそれと引きかえといつては何ですが、日本は自由貿易でしかうまいかないんです。全体の国の一つの方針として、日本はそれ以外に生命はないのです。そこで皆さんに十分考えてもらいたいのですが、そういう点の反省と申しますか、心がまえについて寺田さん、それから組合の二人の方にお願いしたいわけですが。

○寺田参考人 ただいま田中先生からお話ございましたことについてお答え申し上げますと、私どもが秩序ある輸入といふことは、先ほど来先生の御っしゃるとおりでありまして、でき得ればとめていたいただきたい、ところがそれができないから秩序ある輸入をお願いしたい、しかも状況はこゝろといったような状況でございますので、そういうことをお願いしたいといふふうに申し上げておるわけでございます。

それからなお、昨年来輸入になりましたのは、普通、輸入でございますれば安いものを日本へ入れて、加工して売つてそのものが利益が生ずるといふようなことであればあるいはいいかも知れません。ところが、そういうふうなことの原因よりも、多くありましたことは、大体私どもが聞いたりいたしますのに、為替の変動によりまして、それによつての利益を得るといふようなことでございまして、輸入さえすればもうかるというふうな時代になつておつたといふことを承つております。そういうことでございまして、ぜひともそういうことであつてはいけません。もつと秩序ある輸入ということとは、そういうことの含まれない、ほん

とうの国のためにもなる輸入であつてほしいといふことを申し上げておるわけでございます。

○井上参考人 ただいま御指摘がございました現在の繊維不況とこれからの構造改善の問題に関連いたしまして、企業体質自体の問題が非常に鋭い感銘を受けているわけでございますが、ただ問題点、後段にございましていふゆる発展途上国からの輸入が非常に増大しているという問題につきまして、私も全職同盟の考え方を申し上げてみたいと思ひますが、これは私もかつてアメリカとの繊維交渉に對して強力に反対の主張を展開してきたことを思い浮かべてみますと、やはり日本からの輸出というものがアメリカの繊維の労働者にどのような被害があるのか、つまり具体的にどういふ被害、いわゆる失業という問題が起つていふのかどうかといふことについてはつきりさせるべきである、こういうことを強力に主張してまいつたわけでありまして。したがらして、もちろん私も考えておりますいふゆるオーダーメーカーティングという問題は、そのような實際繊維で働いている労働者の置かれていふ現状といふことを非常に中心に考へていふわけでございます。したがらして、ただその場合に、いふゆる安売りあるいはダンピングというふうな事態があれば、これに對しましては労働組合の立場から厳重に相手に対して申し入れをする必要がございますし、基本的には、私もいふゆる先進国と発展途上国との関係におきまして、特に繊維の場合にはいふゆる国際分業の原則、つまりそういう歴史的な、あるいは今後のそういう産業の展開の事実といふことは率直に認めますけれども、その前提にあるものは国際公正労働基準といふものが守られるといふことである。つまり、いふゆる現在発展途上国からいろいろな品物が入つてくる場合に、そこでつくられてくる品物が、たとへば労働運動の自由も認めていない、しかもコストのものを売り込んでくる、こういうふうな

て、私どもの織るもの、織りの工賃はわずかに一ヤ

一、三十円か幾らのものであつて、その間に實際に元手のかかりましたのは千五百円見當、それを三千円以上に売るといふことのそのあとの二千円はどこのかもうけるのだらうかといふふうな考へてゐるわけでございますが、これは何としても今後私どもとしては、私どもの力だけではいきません。どうか国のお力によりまして、適正な利潤を私どもにも与えていただくといふようなことをお願いしなさいかぬじやないかといふことを寄り寄り話を合はせているところでございます。どうかよろしく願ひします。

○青田参考人 たいだいま寺田参考人がワイシャツの例をとられました、現実に業界の中でワイシャツをつくつておる者が非常に多いわれわれの業界でございますが、ちよつと数字が間違つておるかと思ひます。現在、百貨店の店頭で売られております一般の定番品といふのが大体二千五百円です。これは例の価格凍結の指示もございまして、それで全国どの百貨店でも一応二千五百円だと思ひます。これは八〇T/Cの六五%ポリエステル・綿三五%といふ分でございますが、これの原料生地が一着当たり大体六百円ぐらい、それから加工賃とその包装費あるいは付属のボタン代等を含めまして約六百円、千二百円から千二百五十円ぐらいが適正な生産コストだと思ひます。それが大体二千五百円といふことで約倍になるわけなんです、その中にメーカーサイドの適正なマージン等がございまして、百貨店への納入価格が大体千六百円といふふうなことでございまして、いわゆる上代価格の六六ないし七〇%といふのが大体の現状でございます。それで問題は、ワイシャツの場合も含めまして衣料全般にわたりますして最近特に過剰包装も一つの大きな問題があると思ひます。

それからもう一つは、百貨店等での販売をも通しました流通段階でのコストが比較的多くかかり過ぎるのじやなからうか。この辺のところを全体的なムードとして国民の考へ方としてもう少し簡素化していく。それと同時に、今度の新しい構造改善の中に盛り込んでおりますいわゆる取引改善資金といふのがございまして、これを活用することによつて生産から消費までの時間的なギャップを何とか安い、比較的リーズナブルな金利による資金で運用していくといふふうなことの問題がある程度やりますと、非常に理想的な形にまでこれを圧縮することはできないまでも、現在よりは相当程度改善されるのではなからうかといふようなことも含めまして、新しい構造改善に期待をしておるわけでございます。

○外海参考人 お答えいたします。いまの御提案の問題は、私どもは実は長い間その問題で悩みを持っておりますし、かつ、どういふふうな切り抜け対策あるいは改善策をとつた方がいいかといふことを長らく考へてまいりました。今日までそれについての具体的な効果があらわれなかつたといふ、事ほどさういふ非常にむづかしいことなんぞございまして、御承知のように、いまの取引の状態と申しますのは、大体先ほどのお話のようにデパートで百円で売られてゐるものならば、われわれ製造の立場から離れていく値段は四十とか四十五とか、あるいはひどいものは三十八とかいふふうなことが一般の通例の観念でございます。したがつて、製造が受け渡した値段といふのは、いわゆることばとしては四掛けとかあるいは四・五掛けとかいふふうなことがあつたところから見ましても、大体そのくらいな配分の比率になつておるやうに思ひます。したがつて、この四掛けとか四・五掛けとかといふことは、四十五の一〇%といふことになりまして、四・五といふことになりまして、それから六十の一〇%でありまして六%といふことであります。その辺にも、そのあとの流通段階での、いわゆることばでは悪いですが押取と申しますか、そういうことのために長らくの間われわれの業界はそういう立場に立たされておつたやうな次第でございます。

○田中(六)委員 以上で質問を終わりますが、結局繊維品をつくるときは安く、それが店頭にあつたときには数倍になつておるといふこの矛盾、これは私どもももちろん責任がございまして、いま物価高のからかうやうな点をぜひ直すといふこと、それからそれだけの金が外に出るなら内での賃金を払うのに足したいといふきわめて単純な論理が成り立つわけでございますので、この法案にはそういうことを一応盛り込んでおりますけれども、しかし要は自立するといふ精神がすべてを解決すると思ひます。したがつて、そういう点、たとふといふことよりもまず自立するといふこと、それからこういう法案が外側からコンクリートになつていくといふ方法が一番いいのじやないかと思ひますので、それは私がここで言うやうに簡単なものではないでしよけれども、そういう点、しっかりした気持ちでいかれることを望みます。

で、私の質問を終わります。

○濱野委員長 加藤清二君。うき、私の質問を終わります。

○加藤(清二)委員 物みなすべてが値上がりといふときに、事職維の加工段階だけは工賃が半分に減つたり三分の一になつたり、ひどいところは四分の一に削られてゐる。まことにふかしぎなまゐる状況でございます。そのしわ寄せをもちにかぶつて、何とか緊急カナル注射をしていただかないと立ち行かないといふ業界の代表の皆さん方ばかりでございます。ほんとうに御苦労を感謝いたしておると同時に、われわれ政治家の力の弱さをしみじみ感じてゐるきやうでございます。わけても寺田さんは、自分の仕事を放棄して織布業界のために六十有余年の御努力をいただきました。国士的風格でもって業界を指導していただきました。感謝にたえないところでございまして、が、そのお方たちに報いるに工賃の切り下げのみならず、操短、倒産、これでは死んでも死に切れない、泣いても泣き切れないといふ心境ではないかと存じ上げます。ほんとうにこの窮境を一日も早く打開しなければならぬと存じております。

いまもワイシャツが二倍、三倍といふ話ですが、二倍、三倍は序の口ですね。糸値は二十年前と同じ値段ですから、ちつとも上がつていないのですから。もう私の調べたところによりますと、白のあのおむつ、これは幾ら総需要を抑制したつて必要なものが、おむつは五倍になつておるのです。途中にあまり流通段階を通らないところのダルマじの縫い糸、これは三十四倍になつてゐるのです。それから皆さんがお使いになりますミシン糸、これはちよつと詳しく申し上げてみます。東洋紡の綿で、綿一〇〇%、⑧じるし、これは二百メートル一個になつております。これは大体二百五、六円いたしております。これは一メートル一円でございまして、これは六十番の双でございまして、一ポンドの長さは二千三百メートル。そこでこれをポンド換算をいたしますと、一ポンドで二万三千五百七十五円になる。これは一コリ四百ポンドにしますと九百四

十三万円になります。そういう計算です。間違ひがあつたら御指摘願ひたい。これは私は自分だけではないからというんで業界の方々にもお助け願ひ、学者グループの方々にも計算をしていただいてつくり上げたデータでございますが、これではいけません。糸の値の四十七倍になりますね。これは一体どういうことだろうか。どこがそんなに上がるのだろうか。片や工賃が切り下げられて出血生産だというならば、消費者がそれだけ安いものを入手しておるといふならまだ慰められる。付加価値をつけた、お客さんが安くてよいものだといふて喜んでいただければ、まだ慰められる。しかし、小売り市場へ出たとたんに何倍となれば、これは消費者は恩恵に浴していない、加工者の恩恵に浴していないということになる。一番ひどいのは小学校の子供をいじめていることです。練習用運針布、これは何と七十五倍になっています。糸値換算からいきますと、ひどいものです。子供をいじめるのですから、罪もない子供を。こういうことが行なわれていては、これは構造改善を何度したって、消費者も得しませんし、加工業者も潤うというにはならない。まさに諸悪の根源は商社だと名言を吐いた通産省の方がいらつしやいます。事象を関係づきましても諸悪の根源がそこにある。内地の小売り市場でたいへん高く売れればこそ、輸入、輸入で、輸入がオール消費の三割もふえてくる。コリ数にして総需要が四百萬コリ、去年の輸入は一年間で百万コリなんです。まさに先ほど寺田さんが三〇％輸入とおっしゃられました。三〇％の輸入と三〇％の余を輸入しているという国は、事象料に關する限り、日本が最たるものではないかと思われまふ。アメリカは三〇％インジュリーありとして制限をしたのです。三〇％です。一週間分から十日分で制限をしたのです。当然それを受け入れた日本は、返す刀でそれを行なつてしかるべきだと思ふのです。

○寺田参考人 答えをいたします。

ただいま加藤先生から言われました四十五日というところは、綿糸代金を支払うサイトが通常きめられておりましたのは四十五日です。それから製品を売り出した場合には、従来は大体六十日というところでございましたが、それが八十日になり、九十日になり、長いものは百二十日ぐらひになってきたというのが現状でございます。しかも、その四十五日の綿糸代の支払いは、金利を支払うというところが要望せられております。この金利におきまして、たいへんな高い金利でございます。きまして、そういうようなことの要望をせられております。私も、綿糸を売りました時分には、いま金利をいただくということができない状態でありまふ。そういうふうなことがつきましても、いろいろいま取引改善問題で話し合ひはしておりますが、遅々として進まないというのが現状でございます。

○加藤(清二)委員 六十日であつたものが九十日

になり百二十日になったとおっしゃられますが、わが党の手法へ陳情なさつていらつしやう方がたくさんございまして、百五十日をこえちゃつてゐる。そうなりますと、支払い手形は六十日である、もらひ手形がかりに百五十日であるとする、七十日の差がある。二ヶ月の差がある。その分をてまえてまかなわなければならぬ、しかも割引料は自分持ちであるとなりますと、ここに問題が、二ヶ月の余の資金繰りをこの際自分でつけなければならぬという問題と、いわゆる下請代金支払遅延等防止法、これは六十日と制限がございまして、それ以上の分は振り出し人で割引料を払わなければならぬということになっておる。ここに法律違反の疑いがある。それは一体だれがやつてゐるかといつたら、皆さんが好んでやつて

らつしやるのではない。商社が強要をしておるのです。泣く泣く、たかたかながらもその手にすがつていかなければ生きていられないという、それが現状です。

○寺田参考人 縫製関係におきましてもそれに似たようなことはございまして。

そこで、もしそういうサイトのあやまちを加工業者の中でみずから好んでやつてゐるというお方があつたらお答え願ひたい。商社が強要しているという私の言ひ分が間違ひでなければお答えいただく必要はありません。間違ひであるとおっしゃる人があつたらお答え願ひたい。――委員長、ないうでございまして。

○小口参考人 ことしの春闘で具体的にある産地

と折衝したときに聞いた実例を申し上げますが、ナイロンのタフタが原価計算しますと二千三百十五円を要する原価計算の結果が出たのに対して、実際に取引されてゐます内容を見ますと、昨年十二月度が千三百円、四月が九百円、七月から九月は七百五十円という状態です。これは四十四インチ幅五十ヤードのナイロンタフタです。それから同じくあや織りで見ますと三十三インチ五十三メートルの製品について原価計算は三千四百四十五円という実態に対して、十二月度が二千二百円から二千九百円、四月は何と千六百円です。しかも原価計算の基礎になっておりました賃金が――ほとんど加工賃の大半は賃金でございます。賃金を紹介いたしますと社長さんの賃金が十六万円、専務さんが十二万円、保全工を中心とする男子の賃金が約八万円から八万五千円、織り工さんの賃金が六万円という状態で、検反は五万円、こういう水準を基礎にしてなかつておるわけですから、最低賃金にすてこしと春闘で私どもは五万三千円という賃金になっておる実態に対して、現在まだ三万七千円という数字でございまして、こういう実態を見ますと、これはもうお金をこの法律

らつしやるのではない。商社が強要をしておるのです。泣く泣く、たかたかながらもその手にすがつていかなければ生きていられないという、それが現状です。

りませんか、それだけでけつこうです。

○寺田参考人 織布部門におきましては間々あるわけでございます。

○青田参考人 縫製関係におきましてもそれに似たようなことはございまして。

○外海参考人 同様でございます。

○加藤(清二)委員 この対策についてはあとで

といたしまして、次に、労働関係のほうでお尋ねしたいと思ひます。

加工賃問題で適正化を主張されました。加工賃の実態についてわれわれは調査不十分でわからない点がございまして、したがって、加工賃の実態について知つていらつしやうことをビックアップして、二お教え願ひたいと存じます。これは小口さんと井上さんにお願ひいたします。

○小口参考人 ことしの春闘で具体的にある産地と折衝したときに聞いた実例を申し上げますが、ナイロンのタフタが原価計算しますと二千三百十五円を要する原価計算の結果が出たのに対して、実際に取引されてゐます内容を見ますと、昨年十二月度が千三百円、四月が九百円、七月から九月は七百五十円という状態です。これは四十四インチ幅五十ヤードのナイロンタフタです。それから同じくあや織りで見ますと三十三インチ五十三メートルの製品について原価計算は三千四百四十五円という実態に対して、十二月度が二千二百円から二千九百円、四月は何と千六百円です。しかも原価計算の基礎になっておりました賃金が――ほとんど加工賃の大半は賃金でございます。賃金を紹介いたしますと社長さんの賃金が十六万円、専務さんが十二万円、保全工を中心とする男子の賃金が約八万円から八万五千円、織り工さんの賃金が六万円という状態で、検反は五万円、こういう水準を基礎にしてなかつておるわけですから、最低賃金にすてこしと春闘で私どもは五万三千円という賃金になっておる実態に対して、現在まだ三万七千円という数字でございまして、こういう実態を見ますと、これはもうお金をこの法律

によつて融資をしてくれる、確かに二分六厘という融資で、考えてみればたいへんにお金を貸しているわけですが、現在すでに織機で構草織機を入れておつてこの借金がある、もう担保に出すものはない、こういう状態でございます。したがって、先ほど申し上げましたように、加工賃が適正でない限り、また寺田さんが先ほどお述べになりましたように、せめて自分たちの自主的努力に對して適正利潤を保証する条件をつくつてほしい。こういう条件が用意されない限り、私は構造改善政策というのは、単に金を貸せるといって、それは言つてみれば、単に國の善意だけあつても事業主としては借りることはむずかしいのではないかとふうに考へます。

○井上参考人 いまの加藤先生の御質問に對して、いま手元に資料がございませんで的確にお答へできませんけれども、大体私どもが聞いているところによりますと、北陸三県の絹人織あるいは染色関係につきましては、昨年度より四割減ぐらいになっているのじやなからうかという程度でございます。

○加藤(清二)委員 突然でございますからそれは御無理だと思ひますから、あとで資料がございしましたら書類にしてお教へ願ひたいと存じます。

もう一点だけ最後に、付加価値生産の向上の問題と異種間結合、このことについて小口さんはこの書類を提出していただきましたし、それから先ほどの参考公述にもございましたが、この付加価値生産の向上について、あなたは昭和四十二年ごろから何度も本委員会でご述なさつていらつしやいます。それと今度の異種間結合についての關係を御説明願へばしあわせでございます。

○小口参考人 業者の方々は平生長いこと御商売をやつていらつしやるので、どういふ製品をつくらうかというところは業者自身が知つていらつしやうかと私は思つています。しかし実態は、この構造改善対策では、従来、糸屋は糸屋で糸をつくつておるきりで自分の製品がどこへ行つてゐるかわからない、染め屋は染め屋でそれ

それ工程が分断して別々の企業になつてゐるから、お互いにある程度連絡をとり合ひながら異種間で結合して付加価値生産性に努力したらどうか、こうおっしゃつていますけれども、私も織維産業は、ある面で系列支配が徹底してゐる産業は少ないと思つておるわけです。

それで、最初に申し上げましたように、この法律がとられてゐます歴史的条件というのは、何といひましても、かつて戦前戦後輸出産業の形であつた織維産業が、国内の消費を中心しながら消費者指向型の知識集約産業に転換をしたらどうかというのが前提になつてゐます。ことばはそういうことになつてゐますが、別のことばでいへば、大企業はもうじやんじやんともうかるところで、織維加工業とアパレル産業にどんどんと系列支配をして、徹底的にコストを下げて競争せよ——せよとはいひませんが、そういうことになるのではないかと思つておるわけです。そういう意味で、本来業者自身がどういふ製品をおつくりになつたら、またどこからどういふ糸をお仕入れになつたら、どういふ生地を使つたらもうかるか、またコストは安く下げられるかというふうなことは、行政指導でおとられにならなくても業者自身は私は知つてゐると思つてゐます。そういう面では異種間結合といわなくても、それ自身は日常の営業活動でとられてゐるわけです。私たちが一貫して労働組合の立場で主張したいのは、あまりにも原糸メーカーと商社及びデパートが不当利潤をもうけ過ぎておつて、しかも日本の織維産業の構造は原糸のメーカーが独占で、それから消費者のほうのデパート、スーパーがまたたいへんな資本力を持つておつて、中間の加工業とアパレル産業は零細の資本で、市場について自分たちが自分たちのラベルでものを売る機能を持ってゐないわけなんです。こういう状態が異種間結合が行なわれればどういふことになるか、私は経済学については専門でありませんけれども、そういう立場から考へて、これは系列支配の論理が貫徹するのではないかと、こうおそれてゐるわけでございます。

何よりも私たちはいろいろなお金を貸しまつ、異種間結合します、めんどろ見ます、こう言う前に、人並みの努力をして一生懸命自分たちが自分たちの糸をどのくらいにのりにつけて、どういふ味の織物をやつたらいいかというのには寺田さんが一番、織維局長さんよりか知つていらつしやる、またどういふ編み立ての製品を編んだらどういふ風合いのメリヤスがでるかというのには、外海さんたちその他業界の方が知つていらつしやるわけです。問題は、これらの業界の方々がほんとうに自分たちの長年の努力によつて積み上げた技術製品が、正当な価格でこの市場で取引されることこそが構造改善の一番中心の課題ではないか。また、そのような努力をする前提として輸入製品の規制についてはある程度チェックしながらそういう時間をかす。そして極東三國と日本の織維産業との間の一定の時間的な、また製品間競争を避けるというふうなことは必要かと思ひますが、現状のような状態ですでにこの法案が提出され、審議されております過程で、昭和五十三年の目標である輸入数量がすでに昨年度で達成されてしまつた、こういう実態では何を議論しても、おそろく加工業者やアパレル産業の人たちは生かさず殺さずで仕事をやるわけにもいかないという状態ではないか、この点につきましても青田さん、それから外海さん、それから寺田さんにとつとつお答へをいただきたいと思つておるわけでありまふ。時間がございませんから質問点を一括して申し上げます。

○濱野委員長 佐野進君。

○佐野(進)委員 参考人の皆さんにはたいへん御苦勞さまで。私もこの法案が提案されてから、すでに長時間にわたつて審議を続けてきておりますし、私自身も二回にわたつて一時間以上質問をし、政府当局の考え方について明らかにしてきた次第であります。したがつて、私もはこの法案の持つ欠陥、そして必要性、そしてまたこの法案と同時に審議しなければならぬ当面の緊急対策等々については、十分とまではいきませんけれども、大体の審議を続けてきてゐるつもりであります。したがつて、そういうような経過の中

でできよう皆さん方においてを願ひ、御意見を伺ひしてゐるわけでございます。その意見の中から幾つかの点について質問をしてみたいと思つておりますが、与えられた時間が十五分間でございますので、幾つかの点を質問するといふだけの余裕もございませんで、重点的にしほりまして各参考人から御見解を承りたいと思つております。

まず第一に、当面の緊急対策であります。これまた何回にもわたりまして当面の緊急対策について各方面から検討を続けてまして、何をなすべきかということについていろいろな確約も政府側からとつておるわけでありまふ。しかし、私も皆さまた方の業界の内情を調査すればするほど、お話を聞けば聞くほど、深刻な状況にあるわけでありまふ。したがつて、その深刻な状況にある中で、一体何をなすべきかということについてわれわれ考へたとき、結局金融であり、償還の繰り延べであるということ以外にないような気がするわけでありまふ。それでは困るわけでありまして、今日の状況の中において何をなすべきかということについて、金融と金融の償還だけでこれが乗り切れるというほどなまやさしい状況ではない、何かそこ

にプラスしなければならぬものがあるのではないかと、こういうふうに考へるわけでございます。か、この点につきましても青田さん、それから外海さん、それから寺田さんにとつとつお答へをいただきたいと思つておるわけでありまふ。時間がございませんから質問点を一括して申し上げます。

次に、私は当面する織維業界の緊急対策とともに、長期的にわたつて織維業界が、特に中小企業が生き残るために目下構造改善の審議もいたしておるわけでございますが、これについては、法案の中で明らかにされてゐないけれども、どういふ問題の克服をしなければならぬ重要な問題があるかと審議を通じてはつきりいたしましたわけでありまふ。それは要すれば、皆さん方の表現をもつてすれば、輸入制限ということばをいとも氣弱に表現されておるわけでありまふが、このこと

に対する具体的な対策を立てざる限り、繊維業界がたとえ構造改善を完了したとしても、業界自体の存立の基盤は守り切れなれぬと思ふ気がするわけでありました。したがって、この面につきまして私は幾つかの点について指摘を続けてきたわけでありましたが、一つには、商社活動、大企業活動の利益追求のために他を顧みないその海外進出と海外政策、この問題について参考人各位は、特に産業界の方々は、これに対して積極的な対策をお考えになる必要があるのではないか。もう少し勇気を持って、もう少しきびしい態度で、これらいわゆる無方針な資本力、技術力、そして経済力といひますか、政治力といひますか、そういうものを背景にして海外に進出し、その進出したブランドでありますとか、あるいはその他のものを利用して逆輸入させる、こういう国内産業界における競争する局面に対してきびしい対策をとらなければならぬと思ふのであります。が、お考えをお伺いしたいと思ふのです。

特に私はこの面については事業分野、いわゆる大企業の特許事業の分野と皆さ方の中における小規模中小企業の特許事業分野とを明確にした中において対応すべきだ、考える余地があると思ふのでございしますが、これはひとつ御見解をお示しいただいてお教を願いたいと思ふのであります。

第三点目は、私は、今日の業界の置かれている立場、繊維業界全体の置かれている立場をつぶさに検討する上に、いま申し上げましたような一定の範囲の中において皆さ方の業界が存立し得る条件を確保するために政府の力を最大限に利用されることが必要ではないか。その一つとして構造改善事業もあるわけでありまして、構造改善事業の持つ幅は限定されておるわけですが、これは審議を通じて明らかになったわけですが、したがって、限定されておる範囲の幅を広げるために、政府の持つ権限の政省令の決定ないし行政指導を皆さ方の方の立場において一〇〇%活用する措置を講ずべきではないか。いわゆる大企業偏重といわれ

るような政治姿勢でなくして、大企業も中小企業もともに存立をはかることのできるような条件を確保するその行政指導を強力に政府に要請する必要があると思ふのであります。これは青田さん、外海さん、寺田さんにお伺いをしたいと思ふのであります。

時間がございませぬからもう一点、これは井上さんと小口さんにお尋ねをしたいと思いますのであります。

いま最後に加藤さんから質問がなされたわけでありまして、私も、私もこの法案を審議する中で最も心配をいたしました問題は、いわゆる異業種間におけるところの系列化、さらに系列化から導き出されるところの小規模零細企業の切り捨て、ないしはそれに対する一つの側面としての事業転換、それが発展して労働者に対して、あるいは小規模零細企業経営者を含む労働者に対して、きわめてきびしい条件がこの構造改善事業をそのまま遂行する場合においては発生してくる危険性を私は最も指摘してきたわけでありまして、けれども、この点に關しましては、御意見をどうのようにつけたらよいとお考えになっておられるか。

以上この点について御質問を申し上げます。

○寺田参考人 お答えを申し上げます。

第一番目の金融問題でございしますが、この問題につきましては、実は金融にも操短の金融がございします。先ほど申し上げた操短の金融がございしますし、それからそのためにいま労働者に対して操短の資金を払わなければならない。それからもう製品が出ていきませんので、既往の手形に対する支払い、これも当然支払わなければならない。支払いますので、そういったことのためにぜひ緊急にお願いをしたい。しかも、いままでも政府からお借りしたものにございましては御猶予をお願いしたいということでございます。

次の第二番目の輸入の問題でございします。大企業の海外進出でございしますが、こういったようなことにつきまして、あるいは逆輸入の心配はない

か、あるいは事業分野を中小企業もその中へ入れていただく必要があるのではないかというふうなお話でございまして、当然そういったことはあり得ることではございまして、やってもらわなければならないというふうに考えております。

ことにこの輸入の問題につきましては、実はこれは輸入契約がなされた時分に、これを必ず契約したときにチェックするというようなことによりていたいただきます。先ほど申し上げましたようなこともできる可能性はあるではないか、かように考えるわけですが。

次に、三番目の大企業、中小企業がともに繁栄するようないかにするための行政指導はどうしてやらなければならないかというところですが、とにかくこういふようなことにつきまして、ともに繁栄のできるような、おのおの生産分野を確立するとか、いろいろなことがございします。と思ひます。そういったことにつきまして行政の御指導をお願いするということが最も大切なことであるか、かように考えます。

○青田参考人 第一点の金融以外に何かいい方法があるかという御質問だと思います。さしあたりいろいろな問題があると思ひますが、現在の困つておる状態を即効的に何らかの形で救済するということになれば、やはり金融でなかろうか。ただ、しかし、在来方式だけの、中小企業金融を年度間の予算を先取りするというふうな形だけでは、も

の足らないのではなかろうか。もう少し方法を、特に今回の場合はたいへん大きな滞貨をかかえておるというところも事実でございしますが、全般的な金融の引き締めによりまして、ノーマルな資金需要をも圧縮されているというふうなことも考え合わせまして、商品流通のための短期融資というふうなものについても特別の御配慮を願うことも一案ではなかろうかと考えます。

それからもう一つは税制面でございしますが、各企業とも一応本年度分の利潤に対する法人税等の予定納税の時期に差し加つておると思ひます

が、こういったものを一時繰り延べしていただくというふうな税制措置もあるいは幾らかの効果があつたのではないかというふうに考えます。

第二点の適正な輸入秩序を確立するために海外協業、海外進出について規制をすべきではなかろうかという佐野先生の御意見につきましては、まことに御説もひとつと考える次第でございまして、ぜひそういった形をとっていただくことをお願いしたいと思ひます。

第三点は、この法案に基づく省政令の問題、細部の諸点につきまして適切な行政指導があるように政府当局に要請すべきではなかろうかということでもございまして、われわれ業界団体といたしまして、特に衣料縫製につきましては今回が構造改善の初めてのケースでございしますので、政府当局に対して緊密に連携をとりまして、われわれの意図するところも十分にひとつお願い申し上げるというふうな体制をとっております。法案ができれば、いよいよ実行に移さなければ、ぜひそういった形でお説のように行動したいということでもやっておりますので、御報告申し上げます。

○外海参考人 お答え申し上げます。

第一点の融資の關係でございしますが、四一六の緊急融資については、特に私どもの業界としてはカンフル的な意味での役目を期待いたしております。決してこれは根本的な意味での解決策ではなからうと思ひますが、しかし、先ほど申しましたように、死んでからでは実は企業体はなくなつてしまひますので、そういう意味での緊急対策をひとつぜひこの際お願いしたいと思ひますし、また業界から希望しておりますような、伝え聞くところによりまして、金額もあまり期待できないようなうわさも聞かれますので、その辺のところもひとつ業界の実情に合わせ特別の御配慮をお願いしたいと思ひます。

それから大きな企業体の海外進出の問題、これは非常にむづかしい問題でございしますが、私ども国内から見ますと、これはね返ってくる形が困りますので、そういう意味ではこの輸入の問題に

ついて全般的に、大きな企業体の海外進出部隊からのね返りも含めて、一般的な輸入も考え合わせる例のわれわれが対米繊維の規制のときに相手方に非常に強く要望しましたインジュリーの条件等、最近のジュネーブの会議等にも反映しておりますが、すべてやはり話し合いということが前提になるように思っています。そういう意味では、私たちの一方的な輸入ストップとか、そういうことは考えておりませんので、先ほどの秩序あるというところの範囲でございしますが、これは常識的に考えてやはり七、八%から一〇%ぐらいが第一段階ではなからうかと思ひます。各企業別で非常に差はございしますが、平均してその程度のところではばらくやって、だんだん国際分業の進展に伴ってその数字が品目によって伸びていく、これはいたし方ないと思ひますが、業界のほうもそれについては多少の時間があればやはり対応していけますし、また、現在御審議中の法案等の力によってこれも切り抜けていくのじやなからうか。要は、むちやな輸入ということさえなければわれわれの業界としてはそう困らないでやっていくのではないかと思ひます。

それから、政府にも少しいろいろな政策、対策を要望したほうがいいのじやないか、すべきじやないかという御意見、これも非常にごもっともな御意見で、私も実はいままで多少遠慮がちであつたのかもしれないと反省いたしておりましたが、要は、やはり私も商売しておるわけでございますから、何が困るかということになりますと、取引が不当である、取引が正常でない、先ほど小口さんからのお話の中にもございしましたが、取引が正常でないということが困るわけでございます。ということは、加工賃にしましても正常な加工賃であればそれでいいわけでありまして、それが正常でなかつたり、あるいは取引条件が非常に長期な手形である、先ほどの下請代金の支払いの原則から考えましても、六十日以上のもものは、かりに定められた金利は絶対に必要なのだと支払い者側に義務づけられておりましたら、おそ

らくこういうふうなむちやなことはなかつたかと思ひます。綿紡績は依然として四十五日利息付という条件で売りさばいておりますが、このことがわれわれにどうしてもできない、前からやろうと思つてもできなかった、この辺のところをひとつささえていただくようなことがもしお考え願えれば、われわれの業界としてはそのことだけでも大いに取引の改善に役に立つのじやなからうかと思ひます。

○井上参考人 私には御質問の第二番目と四番目の問題につきまして、具体的にごく簡略に申し上げたいと思ひますが、先生御指摘のございました特に入制限と海外進出企業との関係でございしますけれども、先ほど申し上げましたように、やはりこの海外進出企業につきましては、現実に投資は自由であるけれども、単なる安い労働力を求めて進出するという安易な態度は絶対規制すべきでありますので、はつきりチェックする機能を持たした機関の設置ということを特に提言したいと思ひます。

それから、もちろん労働組合の立場から、お互いに国際連帯ということが非常に重要でございします。幸い、私も現在全職同盟を中心といたしまして、アジアの繊維の組織がございします。韓国、台湾、香港、フィリピン、インドネシア、シンガポール、インド、パキスタン、バングラデシュ、それぞれ繊維の組織がございしますので、いままでもやっておるわけでございますけれども、十分情報交換しつつ、現在何が一番問題なのか、また同時にわれわれ労働者として一体何をなすべきなのか、こういうことも、過般の日米繊維交渉等の体験を十分考えながら、今後とも連帯を強める中で問題を解決していきたい、こういう具体的な方針を現在展開しつつございします。

それから最後の御質問は非常に重要な問題でございしますし、私も労働組合といたしましてこれ一番問題になる点でございします。これもただ審議会を活用するとか、あるいは労使の話し合いというふうな従前のような考え方では、これはど

うにもならない。もう私も何べんも構造改善とか、あるいは構造改革とか、いろいろな体験をしてきておるのですけれども、いつも同じような繰り返しに終わつてゐる。今度こそは今度こそはというふうな、みんな労使ともに気がまえを持つてゐるのですが、結果的にはそれが非常にいいまいな形になつてしまふ、竜頭蛇尾になつてしまふ危険性がございします。したがって、私も特に労働組合の立場からは、現在私も中央におきましては、日本繊維産業会議というのがございします。これはいわゆる大手と中小とに分けて会議が開催されておりますし、地方段階におきましては、各県支部を中心とした労使の懇談会がございしますので、こういうような場を活用しつつ、具体的に経営参加という問題についてもこの際明確にしていきたい。そしてこのような事態を二度と起こさぬような意味合いで、労働者の発言を文字どおり強める、こういう強い参加体制というものをとることによりまして、できるだけのそのような波及して起こつてくる、あるいは懸念される弊害を除去したい、こういう決意で対処したいというふうに考えておりますので、私も現在の考え方について一端を申し上げる次第でございします。

○小口参考人 佐野先生の最後の御質問にお答えいたします。系列化の問題と零細企業切り捨てと業種転換問題についての御質問ですが、系列化の問題は、現在の日本の繊維産業のように各工程間でそれぞれ独立企業として存在しているのを一つの企業で関連的に幾つかの点を一貫生産するということはむずかしいと思ひます。また国自身から考えてみて、各工程間でやることが、国全体として、各設備の稼働率を高めて投資効率を高めていくというふうな点もあります。また、製品の変化に対応して対応するという適応力を持つてゐるという点も、これは長所だと思ひます。問題は、そういう面での系列化を全部なくせというふうな私どもは考えないで、業者の方々も御指摘

になり、私も主張しておりますように、加工賃を適正化するという点が系列化政策に対する一番重要な柱だと考えておるわけですが、先ほどそのための具体的な施策として、文書には書いてありませんが、第一に取引改善委員会の中で、私も加工賃の調査を政府の行政を通してやつてもらいたい。同時にこれを公表してもらいたい。なぜかといいますと、実際に加工賃がこれだけだから何ぼ値上げしてもらいたい、といつても、業者の方々はそれを押し通す力がないわけですから、業界も弱いし、また過当競争もありまして、その力がない。したがって、これをカバーする方は、農産物の生産費調査と同じように、私もは、通産省がその行政機関を通して代表的な商品について各工程間で加工賃調査をしてほしい。それを公表する。それから協同組合法による団体交渉機能というふうなもの、それを基礎にした形でもう少し位置づけてほしい。さらには、これらの問題がととのわなかつた場合に、私は、取引改善委員会というものが調整機能を持つて、これについて適正な加工賃の保障をするような措置をとるようなことを行政指導で強化したらどうか、これが系列化に対する一つの提案でございします。

それから零細企業切り捨て問題というのは、実は今後とも多品種少量生産になつてまいりますと、むしろむずかしいのは、中堅企業で一定の大量生産をやつてゐるところ自体がなかなか経営がむずかしくて、非常に量産品種と多品種少量生産をやるのと二極分解をしてゐるのではないかと、この点をおそれおるわけです。そういう意味で私も、その二極分解する仕組みは、低賃金構造というものを利用することで結局構造改善の趣旨に沿わないので、法定最低賃金制なり、法定最低賃金制なり、あるいは労働基準法の完全実施というものを強化する、その中で実は二極分解を防ぐ、こういうことにはしないと、特に加工業の構造改善はむずかしいのではないかと、このことを述べたつもりでございします。

○寺田参考人 お答え申し上げます。

○海外参考人 お答えいたします。

しいといいますが、影響が大きいであろうと思います。

ます。したがって、量産がきく、あるいは見込み生産がきく、そういうふうな企業体の体質なり販売の内容を持っております場合に非常に大きな影響を受けるだらうと思います。私、法律がよくわかりませんので、そういう点でどんな形の歯とめができないようにしてもらったらいんだというふうな簡単な答えぐらいしかまだ頭に浮かびません。のですが、その辺のところはひとつ先生方にも御配慮いただいて、いま申し上げているような点で、安心してやれるようなグラウンドが整備されておれば私どもはあまり心配ないというふうに考えております。

ある、したがって、これに参加する縦系列といえ

あい、先ほど佐野先生からもおつしやいましたよ

○野間委員 実はこれは政府が基本方針をきめま

時間の関係で次に進みますけれども、この種の

ター、こういうところへ出資と申しますか金を出

結局九条によつて、この構造改善とは別個に特

すことはほんとうにけつこうなことでございます

たい かげろくに考えております

だ救いは、今度の新繊維産業構造改善対策法の中

にはいわゆる零細企業者に対する融資というものも別個にございます。われわれ縫製業界は非常に種々雑多でございまして、スケールの大きいものから三人、五人そこそのまことに零細なものまでございますので、その中でいわゆるそういった範疇に入る方々については、零細対策資金といふふうなものを利用して何とかそういった方向に指導をしていく。そしてそれ以上のスケールがあり、幾らかの資金調達が可能な範囲のところでは何とか自己負担分の資金を負担してけるような方向に指導していく。また、それに対して補完的の業界団体あたりがあつせんをいたしましたるなり、あるいは転貸しをいたしましたるなりいたしまして、政府資金その他市中銀行資金等の活用を考

ていくというふうなことで考えております。今後ともよろしく御指導をお願いしたいと思います。

○外海参考人 お答えいたします。

非常に零細な企業体のためにも御配慮、御心配をいただきましたが、私も実はそういう点では、この法案が現実に進んでまいりました場合にどういうふうな形が出てくるかという点について心配はいたしております。しかし、業界自身もやはり自己の努力と申しますか、国のお金を拝借するわけでもございませんから、それなりの努力はいたさねばならないという基本的な考えもございします。そういうことで事業団のほうから借りるなり、あるいは地方の都道府県の力をかりるなり、そういうことと相まって、いまの法案の十分な目的達成のために努力していきたいというふうに考えております。

○野間委員 もう時間が来ましたので、私はまだあと輸入の規制とか、あるいは資本の輸出の規制、これは貿易管令とかガット、UNCTADの関係でいろいろ御意見をお伺いしたいと思っております。またけれども、これで終わります。

私は、やはり七〇％でなく低利で一〇〇％、これを国がめんどう見る、こういうことを一貫して主張してきたわけでありすけれども、皆さんどうぞ御遠慮なさらずに強く政府に要求していただきたいということを最後につけ加えまして、私の質問を終わりたいと思います。

○武藤(嘉)委員長代理 松尾信人君。

○松尾委員 きょうは参考人の皆さまにはまことに御苦勞でありました。お礼申し上げます。

この特設法の改正の問題でもいろいろ質疑を重ねてまいっております。そしてその質疑で、大體皆さまのきょうの意見の開陳、その中からのまたいろいろの要望というものは私もほとんどここで質疑をしておるということをまず申し上げておきたい。

当面の問題であります金融、税制の問題、これも政府のほうが一時期早急に手を打ってまいります、このようなお答えもありました。それで時

間もありませんので、いろいろ要点をつまんで、また若干重複するところもありますけれども、ちよつとお尋ねするわけでありす。

この繊維貿易は昨年初めて日本が赤字になった。そしていろいろきょうも皆さま方のそれぞれ御意見を承りましても、この無秩序な輸入です、ね、この為替差益の問題も提出をされました。また見込み的な商社の恩恵輸入もある。この点について質問を重ねたわけでありす。まあそういうことで手痛く見込み、恩恵輸入も——いま彼らは困つておる、値段は安くなる、手持ちがふえておる、こういうことで困つておるから、今後はそういうことはあまりなからうというふうな問答もしたわけでありす。何といつても私は日本の繊維貿易というものを伸ばしていきたい、そのためには輸入というものをある程度規制を要するであらう、このような考え方でありす。

小口さんのほうの意見でありす。これはガットの場における日本のセーフガードを確立していったほうがいいんじゃないかというふうな御意見の開陳がありまして、私もそのとおりだと思ひます。そうなりますと、これはあくまでも皆さま方の強い要望というものをどんだん政府に体当たりでぶつけてもらふということ、それを政府がすみやかに取り上げて作業に入る、こういうことが必要だと思ひます。これはどなたでもけつこうでありますから、代表してお一方でそのような考え方についてお答え願ひたい。寺田さん、いかがですか。——どなたでもけつこうです。

○寺田参考人 たいへん御心配いただきました。ありがとうございます。できることなら、いま先生が言われますようなことにしたいだけす。非常にけつこうでございますけれども、私もどなたもいたしましては過去そういうことではないかと思ひ願ひしております。なかなかにできておりません。ことに日本は貿易によつてすべてのまかないをしておるのでございますから、どうも非常にむづかしいような気もいたしまして、いままでは遑

巡しておつたわけでございますが、今後ともひとつよろしく願ひしたいと思ひます。

適切な方法といひましても、やはり私もどなたも、いまとちよつと輸入商社に向かいましてこゝういったことはひとつ節度あるものにしていただきたいというところは数回にわたりまして申し上げております。また、いままでも再三回にわたりまして向こうとも折衝してございまして、今後はよく話し合ひをして進もうということになっておりますので、どうかひとつよろしく願ひしたいと思ひます。

〔武藤(嘉)委員長代理退席、委員長着席〕

○松尾委員 いまの点、小口さん、いかがでございます。

現在、直接繊維加工業者及びアパレル産業の生産活動をやっていらっしゃる方自身、自分たちが輸入にタッチしてないわけですね。商社が輸出を扱つておる。それで、また自分たちは商社と直接間接の下請系列にある、こういう関係なものですから、おそらく寺田さんでも直接にはなかなか言ひにくいんじゃないかと思ひます。ですから、これは取引改善委員会でもつくつていただいたり、むしろ公的な機関にして、基本方針の中では需給計画についても設定することに法律上なつております。そういうものとあわせて、その年度の間の主要な商品ごとのある程度の輸入計画というふうなものを、これは誘導政策でもいいと思ひます。それがそのようなものを立てて、それが一定の条件であれししたらその分については適当にカットする。現に日本の政府はアメリカにさんざん苦しめられまして、それらのこまかいことなんかについて、またガットの点について通産省には専門家がたくさんいらつしやると思ひます。やる気になれば、私は方法は何ほどもあると思ひます。ただ、この法律を生かすには、加工業者言つてらつしやい、アパレル業者どうぞ政府に陳情しなさいでは、これは私は力関係で働かないと思ひますので、法律自体の運営でそのような力を持たせる

ということ以外にないと思ひます。

○松尾委員 次は、発展途上国の繊維産業の実態でございますが、これは日本の企業も進出しておる、また先進諸国のほうも途上国へ進出しておる、こういうことでありまして、途上国の繊維産業というものは非常に近代的な設備になつておるし、おまけにそれに低賃金で太刀打ちできないような力を持つておる。一言に発展途上国と申しまして特恵関税等がありますけれども、事績に關する限りは、この点は認識を改めなければいけないというふうな感じを私は持つてわけです。でありますから、そういう点におきまして、この途上国の繊維産業の実態、そしてそういうものと日本の近代的な設備を持つておる皆さま方の競争力の問題、なおなおそういうところで特恵関税を設け、そしてやつていかなければいけないのかどうか。これはひとつ忌憚のないところを皆さま方における繊維産業の実態からこのように政府に対して要望したいということをあらためて業界の皆さまから要領よくお答え願ひたいと思ひます。

○青田参考人 ただいま先生おっしゃつたとおりでございます。事績に關する限り、織物段階を見ましても、あるいはわれわれの縫製関係を見ましても、近隣の開発途上国の生産設備と国内の生産設備とを比べてみまして、決して向こうのほうが劣つてゐるというわけではございません。ある意味では、新しい機械を導入してゐるだけに、むしろ向こうの開発途上国の方が優秀な設備を持つてゐるというふうな状況でございます。しかも、たいへん低賃金でございますので、問題は、事績に關する限り、特恵関税は、でき得るならば排除する方向にありたいというのがわれわれの願ひでございます。

○松尾委員 もう時間もありませんので、ほかの参考人の御意見は青田さんが代表しておっしゃつた、このように了解したいと思ひます。

次は、非常に適正なる加工賃、そういう問題が非常にきょうは叫ばれておるわけでありす。

まことに基本的な問題がそこにあるだろう、こう私は認識いたします。でありますから、いろいろ小口さんのほうもお話が出ましたが、どうしていったらそのような適正なるものが皆さま方の手元に残るかということでありますが、業界としてのこの交渉の限界、それから組合としてのそのような限界、そういうものが、ここにこういう壁があるから、われわれのところではこのくらい程度しかできないんだ、だから、あとあとはこのような法律、このような問題、または、先ほどはこの審議会の改善の問題にも小口さんは触れておられたようでありますが、そういう問題につきまして適正なる利潤の確保という点についてどのようにしていくのか、この点をひとつ明確にしていきたいと思うのでありますが、お答え願いたいと思います。業界代表から一人と小口さんからお答え願いたいと思います。

○寺田参考人 ただいま松尾先生からお話しいただきましたわけですが、適正工賃を決定するのはわけはないのです。いまの最低工賃も最低賃金法によりまして定められておるものもございまして、これを守るといふことは非常にむずかしいこととでございます。かりに景気がいいことになりまして守ることはやさしい、悪くなつてきますと、一方からいって、私のところはこれだけ安くしますから、いまの適加工賃はこれだけでございまして、これだけ安くしますからやらしてくださいというわけで裏からいく、そういうたようなことができますとたいへん困るわけなんです。そういうことをなくすためにはどうしたらいいだろうというのをわれわれは寄り寄り協議をしているわけでございますが、なかなかむずかしい問題でございまして、やはりそういうたようなことは非常にガンになっておりますので、一応そういうことのないような方法を考えなければならぬ、こう思っております。

○小口参考人 寺田さんが、守るのはむずかしいというのには率直な御表明だと思います。しかし、私はこの問題について提案しておりますように、

まずやはり加工賃自体を通産省が調査する、そこの中で一応原価主義をとにかく組上にのせる、先ほど申し上げましたように、原価があつてないような状態になるわけですね。そしてまた、産地に入れば、産地の親企業は自分で採算の合わないものは必ず孫請か家内工業に出す、下請もまた採算が合わない場合は今度は家内工業に出す、家内工業のほうは、自分がこの原価では採算が合わないという労働時間からカバする、こういう形で、守れないような社会的、経済的基盤がそのまゝあるわけですね。ですから、一方では、加工賃調査をして、公に通産省が、たとえばワイシャツの綿のTCのポプリンものは現在の織り工賃では何ぼかというものを公表していく。現在では公表もしないし、また産地間でばらばらに出しておる。福島などへ行けば、やみ織機を全部なくしたら、北陸筋ではやみ織機ができて、そのことがまた加工賃のダンピングについての弊害になったということと述べています。

このようにして、加工賃問題は、単に加工賃ばかりではなくて、一つは力関係で適正利潤が守られないというばかりでなくて、行政的にもそれをカバーし補強するというシステムがないわけですね。しかし、先生御承知のように、仕事をするためには繊維産業は糸も相手から買わなければならぬ、また製品も系列を通して売らなければならぬ、自分自身が工程間分断の中で独立した企業主としての存在価値を持っていない、こういうことです。ですから、適正利潤を保障するというのなら、原価主義について政府がある程度保障してやるメカニズムを機構的に用意しない限り、私はこれは談合だけではむずかしい、こう思っているところで

○松尾委員 これで最後にいたしますが、中小企業へ大企業の進出がある、これは非常に広範な問題でありますけれども、事細かに限らずして、われわれもいろいろこの点については、総体的に中小企業、大企業の分野の調整ということを考えまして、公明党も法案をつくりまして、もう速急に

これは提案いたすわけでありましたが、事メモリヤス関係または縫製関係、そういうところでもいろいろ皆さま方でも悩んでおられる点があるのではないかと、そういうところがあるのかどうか。あるとすれば、やはりしつかりそういう点を考えてもらいたいとおっしゃるかどうか。この点はひとつメモリヤスの外海さんにお答え願いたいと思います。

○外海参考人 お答え申し上げます。

いま先生御心配いただいているようなことは、われわれの業界でも業者が寄りましますと常にそういう話は出るのでございます。

先ほど申しましたように、非常に量産がきくような形の品物、あるいはいつもきまってる見込み的に生産できるようなものとそうでないものと、われわれの業界には二通りあると思いますが、いわゆるわれわれの業態の実際の強みというものは、やはり小回りがきくということが強みではなからうかと思ひます。そういう意味では、量産のきくようなもの、あるいは見込みのきくようなものについての大きな企業体の金の力をバックにした無謀な進出といひますか、制圧といひますか、そういうことが防がれるようなことがあつてほしい。いまは設備制限規則等、中小企業団法に基づくものがあつて、私ももうそういうことによつて多少のささえを持たされておりますが、しかしこれとても時限立法でございましてからどんな形をとるかかわかりません。そういうふうな点では、例はまづいのですが、非常に弱い体質の者がグラウンドにおるときに、強いやつが来て、そののけとていうようなことがないような形、それをひとつ御勘案願つて、私も弱い者は弱者同士で一生懸命競い合うというところは別にこれは差しつかえない、競争原理に合つていふと思ひますが、大きな力が来たときにのみ困る。そういう点での御配慮を特段にお考えいただきたいと思ひます。

○松尾委員 以上で質問を終わります。

○濱野委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、長時間にわたりまして貴重な御意見をお述べいただきました。まことにありがとうございます。次回、明八日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十九分散会

商工委員会議録第二十五号中正誤

ベジ	段行	誤	正
二一	三	二十九日	二十六日
九	四	ないという	ないかという
三	一	易態	状態
元	四	巨利	巨利
三	二	末	その内容
同	第二十六号中正誤		
ベジ	段行	誤	正
二七	二	環境計測	環境計測
元	二	きわめる	きめる
同	第二十七号中正誤		
ベジ	段行	誤	正
二	四	通算大臣	通産大臣
七	一	財団法人	社団法人
三	一	事業規定	事業規程

昭和四十九年五月十四日印刷

昭和四十九年五月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局